

5年保存

基 安 安 発 第 0 7 2 9 0 0 1 号
平 成 1 6 年 7 月 2 9 日

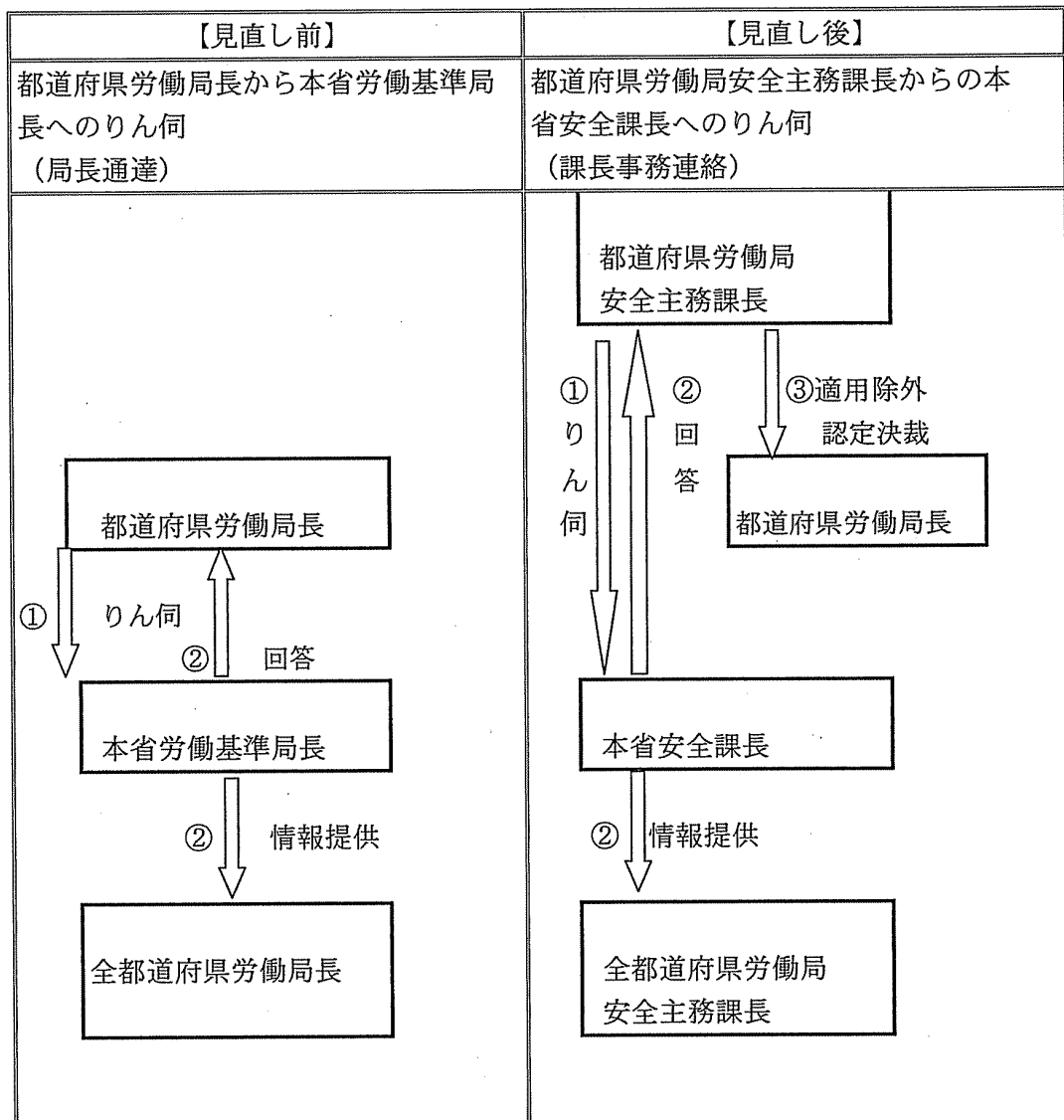
都道府県労働局労働基準部安全主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長

研削盤等構造規格第31条、木材加工用丸のこ盤並びにその反ばつ予防装置及び歯
の接触予防装置の構造規格第32条及び手押しかんな盤及びその刃の接触予防装
置の構造規格第16条の規定に基づく適用除外の取扱いについて

標記の適用については、昭和46年3月29日付け基発第251号「機械関係構造規格の施行について」
に基づき、その運用において都道府県労働局長から本省労働基準局長あてりん伺としてきたところ
であるが、今般、事務簡素・迅速化の観点から、当該手続を都道府県労働局労働基準部安全主務課
長から本省労働基準局安全衛生部安全課長あてりん伺とすることとしたので了知されたい。

【参考】



○研削盤等構造規格(昭和46年労働省告示第8号)

(特殊な構造の研削盤等)

第31条 特殊な構造の研削盤、研削といし若しくは研削といしの覆おい又はこれらの部分であつて都道府県労働局長が前三章の規定に適合するものと同等以上の効力があると認めたものについては、この告示の関係規定は、適用しない。

○木材加工用丸のこ盤並びにその反ばつ予防装置及び歯の接触予防装置の構造規格(昭和47年労働省告示第86号)

(特殊な構造の木材加工用丸のこ盤等)

第32条 特殊な構造の木材加工用丸のこ盤、反ばつ予防装置若しくは歯の接触予防装置又はこれらの部分で都道府県労働局長が前三章の規定に適合するものと同等以上の性能があると認めたものについては、この告示の関係規定は、適用しない。

○手押しかんな盤及びその刃の接触予防装置の構造規格(昭和47年労働省告示第87号)

(特殊な構造の手押しかんな盤等)

第16条 特殊な構造の手押しかんな盤若しくは刃の接触予防装置又はこれらの部分で都道府県労働局長が前二章の規定に適合するものと同等以上の性能があると認めたものについては、この告示の関係規定は適用しない。

○

「機械関係構造規格の施行について」(昭和46年3月29日付け基発第251号)

本条を適用しようとするときは、当分の間、あらかじめ関係資料を添えて本省にりん伺すること。